

神戸港港湾計画書

改訂

平成18年2月

神戸港港湾管理者
神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成7年1月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成7年2月 港湾審議会第152回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成7年6月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成7年8月 港湾審議会第155回計画部会
- ・ 平成9年1月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成8年11月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成9年3月 港湾審議会第162回計画部会
- ・ 平成9年5月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成9年7月 港湾審議会第163回計画部会
- ・ 平成10年2月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成12年1月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成12年9月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成12年11月 港湾審議会第174回計画部会
- ・ 平成13年9月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成14年9月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成14年11月 交通政策審議会第5回港湾分科会
- ・ 平成15年5月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成15年7月 交通政策審議会第7回港湾分科会
- ・ 平成16年2月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成16年7月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成16年9月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成16年11月 交通政策審議会第12回港湾分科会
- ・ 平成17年6月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成17年6月 交通政策審議会第15回港湾分科会

の議を経た神戸港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

～世界からひと・ものが集まる いきいきとした「みなと神戸」～

港湾計画の方針	1
1 神戸港への要請	1
2 計画の基本方針	3
港湾の能力	6
港湾計画で定める機能別の計画	7
1 物 流	7
1 - 1 公共埠頭計画	7
1 - 2 フェリー埠頭計画	12
1 - 3 危険物取扱施設計画	13
1 - 4 水域施設計画	13
1 - 5 外郭施設計画	15
1 - 6 臨港交通施設計画	16
2 交 流	17
2 - 1 旅客船埠頭計画	17
2 - 2 公共埠頭計画	18
2 - 3 港湾環境整備施設計画	19
2 - 4 マリーナ計画	19
3 環 境	20
3 - 1 港湾環境整備施設計画	20
3 - 2 自然的環境を整備又は保全する区域	22

4	安 全	23
4 - 1	大規模地震対策施設計画	23
4 - 2	小型船だまり計画	25
4 - 3	橋梁の桁下空間	26
5	その他	27
5 - 1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点 として機能するために必要な施設 ...	27
5 - 2	船舶の物資補給等への対応	29
	土地造成及び土地利用計画	31
1	土地利用計画	31
2	土地造成計画	32
3	海浜計画	32
	その他の事項	33
1	利用形態の見直しの検討が必要な区域	33

港湾計画の方針

1 神戸港への要請

神戸港は大阪湾北西部に位置し、慶応3年12月7日（1868年1月1日）に開港以来、日本の代表的な国際貿易港として発展してきており、昭和26年（1951年）9月に特定重要港湾に指定されている。

平成15年における神戸港の港勢は、入港隻数が39,905隻、港湾取扱貨物量が外貿3,810万トン（うちコンテナ2,740万トン（177万TEU））、内貿4,070万トン（うちフェリー2,280万トン）合計7,880万トンとなっている。

神戸港は近畿圏を中心に西日本全域に及ぶ背後圏を有する港湾であり、我が国の経済・社会・文化の発展に重要な役割を果たすとともに、神戸市民の生活基盤、経済基盤としても貢献してきた。また、これまでコンテナ化の進展などの港湾荷役技術の高度化や船舶の大型化にいち早く対応し、常に最新鋭の施設を有する港湾として利用者の要請に応えてきている。

現在、世界経済は東アジア諸国の隆盛やインド、ロシアをはじめとするBRICsの急速な台頭という新たな変革要因を抱えて、地球規模での再編の只中にある。また、神戸港を取り巻く環境についても国際的な社会経済情勢の大きな変化や、アジア近隣諸港の台頭による港間競争の激化など、大きく様変わりしてきている。

以上のような新しい時代へ対応するため、神戸港は以下の要請に応じていく必要がある。

開港以来137年間にわたり蓄積してきた貿易・物流全般にわたるハード、ソフトの資産を有効活用することやコスト・スピード・サービスを向上させることにより、国際貿易港としての機能をより一層強化していくことが必要である。また、充実した海・陸・空のネットワークを活用し、多様な物流ニーズに対応することが必要である。さらに、神戸港の立地特性の優位性を活かし、中古自動車、中古建設機械など需要の伸びが見込まれる貨物の公共埠頭への集積を進め、貨物の増加や船舶の誘致を図ることが求められている。

一方、神戸港は世界有数の美しい港であり、港と共に発展してきた「みなと神戸」は、開港以来、港を通じて海外の文化を積極的に取り入れ、ファッション、グルメ、西洋館、芸術、スポーツといった「神戸独自のハイカラ文化＝神戸らしいライフスタイル」を形成している。また、神戸の東西に広がる美しい街並みや、ポートアイランド、六甲アイランドなどの海上都市も、港と共に発展し、神戸独自のウォーターフロントを形成している。このような、まちとみなとが密接に関係を持っている特性を踏まえ、みなとを活用することが必要である。

また近年では、地球規模での良好な環境保全、恵み豊かな環境の次世代への継承、さらに持続可能な社会への対応などが求められている。港湾においても、環境負荷の小さい物流システムや自然環境の再生などによる「人と環境にやさしいみなと」の実現が求められている。

神戸港が阪神淡路大震災により学んだ経験・教訓を活かし、災害時も物流機能を安定的に提供できるようみなとの信頼性の向上を図るとともに、災害時に市民生活等を支援する防災拠点としての機能確保が求められている。

以上を踏まえ、「みんなでもりあげていくみなと」のコンセプトのもと、神戸港においては、市民、企業、行政など関係者が協働し、「世界からひと・ものが集まるいきいきとした「みなと神戸」」を実現していくことが求められている。

2 計画の基本方針

平成20年代後半を目標年次として、以下の港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂する。

- 1) 神戸港が有する航路、サービス、地域的役割などを十分に踏まえながら、スーパー中枢港湾への取り組みを進め、コンテナ埠頭の再編・集約化・効率化を行う。このような取り組みを総合的に推進し、港湾物流のコスト・スピード・サービスを向上させ、西日本のハブ港としてコンテナ貨物を中心とした輸送機能の強化を図る。
- 2) 近年の中古自動車、中古建設機械などの貨物の集積に対応するため、神戸港の立地特性や蓄積したハード、ソフトの資産を有効活用するとともに、既存岸壁をその立地特性や利用状況を勘案し、背後用地とともに有効活用を促進する。
- 3) ウォーターフロントに近づきやすく、回遊でき、港の風景を満喫できる親水空間を構築し、市民と共に来訪者が一体となって安全で安心な市民生活・都市活動を体感できる、神戸の新しい親水空間としての機能強化を図る。また、地域、市民にとって愛着ある水面を

活かしたライフスタイルの構築を目指し、市民や事業者との協働によって、歴史を活かしたまちの魅力アップを図る。

- 4) 旅客船埠頭を再配置し、市民や観光客が客船や練習帆船を身近に感じることができるようにするとともに、客船の入出港情報やみなとのイベント情報を積極的に発信し、みなとの風景に出会える機会の増加を目指す。
- 5) みなとを積極的に活用し、自然的環境の整備又は保全を進める役割を果たすため、環境創造型護岸、人工ラグーンによる多様な生態系の形成を促進させる場としての機能強化を図る。
- 6) 災害時において国際海上コンテナ輸送機能を安定的に提供するとともに、市民生活等を支援する拠点としての役割を果たすため、また緊急物資輸送対応のため、公共埠頭において必要な耐震強化を図る。

以上の方針のもと、効率性、安全性、快適性の高い空間を形成するため、陸域(2,980ha)と水域(9,260ha)からなる港湾空間を以下のように利用する。

基本の方針として、ポートアイランドより東側を物流機能、西側を親水機能を中心としたゾーンに大きく二つに分けて再構築し、秩序ある水域利用、土地利用を行う。これにより、港湾機能の効率化、強化を図るとともに、親水機能を拡充し、総合的な神戸港の活性化を図る。

ポートアイランド（第2期）地区の東側及び六甲アイランド地区の南側は、コンテナ貨物を取り扱う物流関連ゾーンとする。

ポートアイランド地区の東側と南西部及び六甲アイランド地区の西、北、東側は、主としてコンテナ以外の貨物を取り扱う物流関連ゾーンとする。

ポートアイランド地区、ポートアイランド（第2期）地区の西側及び六甲アイランド地区の中心部は、都市機能ゾーンとする。

新港東ふ頭地区及び摩耶ふ頭地区は、主としてコンテナ以外の貨物を取り扱う物流関連ゾーンとする。

兵庫ふ頭地区は、主として青果物等の貨物を取り扱う物流関連ゾーンと生産ゾーンとする。

西部工区地区及び東部工区地区は、主として生産ゾーンとする。

中突堤・高浜地区から新港突堤西地区、ポートアイランド地区北西部、東部臨海部地区に至る地域及び兵庫運河地区は交流拠点ゾーンとする。

須磨地区及びポートアイランド（第2期）地区の西側水際線、神戸空港地区の北側は、緑地レクリエーションゾーンとする。

神戸空港地区は、空港機能ゾーンとする。

港湾の能力

目標年次（平成20年代後半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数を次のように定める。

取 扱 貨 物 量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	6,220万トン (4,750万トン(320万TEU))
	内 貿 (うちフェリー)	4,210万トン (2,280万トン)
	合 計	10,430万トン
船 舶 乗 降 旅 客 数		315万人

港湾計画で定める機能別の計画

1 物 流

1 - 1 公共埠頭計画

æ, 国際コンテナ埠頭計画

神戸港においては、コンテナ埠頭の再編・集約・効率化に取り組み、コンテナ貨物を中心とした物流機能の強化を行う。

中でも基幹航路を中心に急速に進展しつつある、コンテナ船の大型化に対応するため、コンテナ船用岸壁を再編し、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

六甲アイランド地区

水深14m 岸壁 2 バース 延長 880m

(コンテナ船用)[既設の変更計画] RC-4、5

埠頭用地 40ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)[既設]

既設

水深14m 岸壁 3 バース 延長1,050m

(コンテナ船用) RC-3(S)、4、5

埠頭用地 41ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

ポートアイランド(第2期)地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深15~16m 岸壁 3 バース 延長1,200m

(コンテナ船用) PC-16、17、18(E)

六甲アイランド地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深15m	岸壁 1 バース	延長 350m
	(コンテナ船用)	RC- 7

六甲アイランド南地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深15～16m	岸壁 4 バース	延長1,400m
	(コンテナ船用)	RC- 8、 9、 10、 11

水深14～15m	岸壁 2 バース	延長 600m
		RM- 1、 2

水深7.5m	岸壁 2 バース	延長 260m
		RFD- 3、 4

埠頭用地 92ha	(荷捌施設用地及び保管施設用地)	
	(うち76ha工事中)	

æ,, 外貿貨物の輸送機能の強化

神戸港では、近年、中古自動車や中古建設機械などの輸出貨物を中心とした新規貨物の集積が進みつつあり、これらの外貿貨物に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

六甲アイランド地区

水深13m 岸壁 3 バース 延長 780m

[既設の変更計画] RW-A、B、C

埠頭用地 6 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既設]

既設

水深13m 岸壁 3 バース 延長1,050m

(コンテナ船用) RC-1、2、3(W)

埠頭用地 40ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

æ” 内貿貨物輸送への対応

神戸港における内貿貨物に対応するため、フェリーふ頭を利用転換し、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

東部工区地区

水深5.5m 岸壁 1 バース 延長 100m

[既設の変更計画] KFC-1

埠頭用地 1 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既設]

既設

水深5.5m 岸壁 1 バース 延長 120m

KFC-1

埠頭用地 1 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

æ» 公共埠頭の利用転換

公共埠頭の再編・集約・効率化に対応するため、以下の公共埠頭を廃止し、利用転換を図る。

[公共埠頭計画]

ポートアイランド地区

以下の施設を廃止する。

〔 既設
水深7.5m 岸壁1バース 延長 130m PI-B 〕

六甲アイランド地区

以下の施設を廃止する。

〔 既設
水深10m 岸壁1バース 延長 185m R-V
水深7.5m 岸壁3バース 延長 390m R-A、RS-A、
RFD-2 〕

西部工区地区

以下の施設を廃止する。

〔 既設
水深4.5m 岸壁3バース 延長 217m 〕

兵庫運河地区

以下の施設を廃止する。

〔 既設
水深2.5~3.6m 物揚場 延長1,396m 〕

新港東ふ頭地区

以下の施設を廃止する。

〔 既設
水深7.5m 岸壁1バース 延長 130m SE-N 〕

東部工区地区

以下の施設を廃止する。

〔 既設

水深 6 m 岸壁 2 バース 延長 310m KFC-2、4

æ... 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ貨物を取り扱う埠頭の効率的な運営を図ることができるよう、以下の施設において民間企業の経営能力を活用できるように措置することを計画する。

[効率的な運営を特に促進する区域]

ポートアイランド(第2期)地区

既定計画どおりとする。

〔 既定計画

水深15～16m 岸壁 3 バース 延長1,200m

(コンテナ船用) PC-16、17、18(E)

水深15m 岸壁 4 バース 延長1,400m

(コンテナ船用) [既設] PC-14、15(N)、15(E)、18(S)

水深12m 岸壁 2 バース 延長 480m

[既設] PI-I、J

埠頭用地 79ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち72ha既設、7ha工事中)

1 - 2 フェリー埠頭計画

環境負荷の低減に貢献するため、公共フェリー埠頭を次のとおり計画する。

[フェリー埠頭計画]

新港突堤西地区

水深12m 岸壁 1 バース 延長 200m (公共)

[既設の変更計画] S-4O

水深10m 岸壁 1 バース 延長 376m (公共)

[既設の変更計画] S-4P

水深6.5m 岸壁 1 バース 延長 190m (公共)

[既設の変更計画] S-3L

埠頭用地 3 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既設]

既設

水深12m 岸壁 1 バース 延長 200m

S-4O

水深10m 岸壁 1 バース 延長 376m

S-4P

水深9.1m 岸壁 1 バース 延長 170m

S-3L

埠頭用地 2 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

1 - 3 危険物取扱施設計画

危険物を一般貨物と分離して取り扱うため、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

[危険物取扱施設計画]

神戸空港地区

既定計画どおりとする。

〔 既定計画				〕 (専用)
	水深4.5m	ドルフィン	1バース	

西部工区地区

既定計画どおりとする。

〔 既定計画				〕 (専用)
	さん橋	1基	水深 3.5 ~ 9 m	

1 - 4 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

1) 航路

既定計画どおりとする。

〔 既定計画	第一航路	水深	12m	幅員	400m	〕
	第三航路	水深	14 ~ 16m	幅員	500m	
	新港航路	水深	12m	幅員	400m	

2) 泊地

ポートアイランド(第2期)地区	水深 15~16m
面積 29ha	[既定計画の変更計画]
六甲アイランド地区	水深 15m
面積 2ha	[既定計画の変更計画]
六甲アイランド南地区	水深 15~16m
面積 7ha	[既定計画の変更計画]
新港東ふ頭地区	水深 12m
面積 3ha	[既定計画の変更計画]
摩耶ふ頭地区	水深 12m
面積 5ha	[既定計画の変更計画]

既定計画

ポートアイランド(第2期)地区	水深 15~16m	面積 213ha
六甲アイランド地区	水深 13~15m	面積 157ha
六甲アイランド南地区	水深 15~16m	面積 121ha
新港東ふ頭地区	水深 12m	面積 22ha
摩耶ふ頭地区	水深 12m	面積 87ha

3) 航路・泊地

ポートアイランド地区	水深 12m
面積 61ha	[既定計画の変更計画]
ポートアイランド(第2期)地区	水深 15~16m
面積 183ha	[既定計画の変更計画]
六甲アイランド地区	水深 13~15m
面積 155ha	[既定計画の変更計画]
六甲アイランド南地区	水深 15~16m
面積 114ha	[既定計画の変更計画]

新港東ふ頭地区	水深 12m
面積 19ha	[既定計画の変更計画]
摩耶ふ頭地区	水深 12m
面積 82ha	[既定計画の変更計画]

既定計画

ポートアイランド地区	水深 12m	面積 61ha
ポートアイランド(第2期)地区	水深 15~16m	面積 213ha
六甲アイランド地区	水深 13~15m	面積 157ha
六甲アイランド南地区	水深 15~16m	面積 121ha
新港東ふ頭地区	水深 12m	面積 22ha
摩耶ふ頭地区	水深 12m	面積 87ha

1 - 5 外郭施設計画

港内の静穏度及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

[外郭施設計画]

既定計画どおりとする。

既定計画

ポートアイランド地区	和田岬西防波堤	延長 200m
	和田岬東防波堤	延長 320m
ポートアイランド(第2期)地区	第六南防波堤	延長 830m (撤去)
六甲アイランド地区	第七防波堤	延長 1,150m
六甲アイランド南地区	第九防波堤	延長 600m

1 - 6 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

六甲アイランド南地区

既定計画どおりとする。

既定計画

道路

臨港道路六甲アイランド南連絡線

(6 車線)

起点 六甲アイランド南地区

終点 臨港道路六甲アイランド内幹線

2 交 流

2 - 1 旅客船埠頭計画

中突堤・高浜地区については、今後も神戸のウォーターフロントの中心として、市民や観光客が客船や練習帆船などを身近に親しむことができるようにするため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

[旅客船埠頭計画]

中突堤・高浜地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 260m (公共)

[既設の変更計画] 中突堤BC

水深 6.5m 岸壁 1 バース 延長 160m (公共)

[既設の変更計画] 中突堤A

水深 5.5m 岸壁 3 バース 延長 420m (公共)

[既設の変更計画] 中突堤DE、高浜A、B

埠頭用地 7 ha (旅客施設用地) [既設]

既設

水深 9 m 岸壁 2 バース 延長 477m (公共)

中突堤A、BC

水深 6 m 岸壁 1 バース 延長 135m (公共)

高浜B

水深 5.5m 岸壁 2 バース 延長 316m (公共)

中突堤DE、高浜A

埠頭用地 9 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地 6 ha、
旅客施設用地 3 ha)

[臨港交通施設計画]

中突堤・高浜地区

既定計画どおりとする。

既定計画

道路

臨港道路メリケンパーク連絡線

(歩行者専用)

起点 メリケンパーク

終点 新港第1突堤

2 - 2 公共埠頭計画

みなと神戸の象徴である新港突堤西地区は、貴重な水際線であり、楕型突堤や石積み護岸などを活用することにより、海辺の市民生活と都市活動を体感できる新しい都心ウォーターフロント拠点を構築する。

これに伴い、以下の公共埠頭を廃止する。

[公共埠頭計画]

新港突堤西地区

以下の施設を廃止する。

水深 10.9m 岸壁 1 バース 延長 236m S-3M

水深 10m 岸壁 1 バース 延長 118m S-3N

水深 9.1m 岸壁 5 バース 延長 875m S-2G、
2H、2I、2J、S-3K

水深 2.7m 物揚場 延長 443m

2 - 3 港湾環境整備施設計画

兵庫運河地区は、かつては貯木場として、また、はしけ運搬の水路などとして利用されてきたが、現在では貯木機能や港湾物流活動の利用も限定的なものとなっている。

この歴史的資産を有する兵庫運河地区において、兵庫運河を観光資源として新たに活用し、市民に親しまれる交流空間を形成するため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

兵庫運河地区

緑地 1 ha [既定計画の変更計画]

(既定計画

緑地 1 ha)

2 - 4 マリーナ計画

マリーナ需要の動向を踏まえ、以下の既定計画を削除する。

[マリーナ計画]

西部工区地区

以下の既定計画を削除する。

(既定計画

防波堤（波除） 延長 70m

小型さん橋 2基

交流厚生用地 3ha)

3 環 境

3 - 1 港湾環境整備施設計画

港湾空間において、環境の維持及び改善を図るとともに、快適性、安全性の高い港湾空間を形成する必要がある。

そのため、水辺の特性を活かした景観形成、快適な水際空間の創出、親水空間の連続性を確保するため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

ポートアイランド地区

緑地 4 ha [既定計画の変更計画]

(既定計画
緑地 1 ha)

中突堤・高浜地区

緑地 1 ha [既定計画の変更計画]

(既定計画
緑地 1 ha)

兵庫運河地区

緑地 1 ha [既定計画の変更計画]

(既定計画
緑地 1 ha)

ポートアイランド(第2期)地区

既定計画どおりとする。

(既定計画
緑地 3 ha)

六甲アイランド地区

既定計画どおりとする。

既定計画	
緑地	2 ha

六甲アイランド南地区

既定計画どおりとする。

既定計画	
緑地	1 ha

兵庫ふ頭地区

既定計画どおりとする。

既定計画	
緑地	1 ha

新港突堤西地区

既定計画どおりとする。

既定計画	
緑地	6 ha

新港東ふ頭地区

既定計画どおりとする。

既定計画	
緑地	5 ha

摩耶ふ頭地区

既定計画どおりとする。

既定計画	
緑地	5 ha

3 - 2 自然的環境を整備又は保全する区域

港湾施設において積極的に環境創造を進めるため、環境創造型護岸や人工ラグーンの整備を行っているポートアイランド(第2期)地区及び神戸空港地区において、自然的環境を整備又は保全する区域を設定する。

[自然的環境を整備又は保全する区域]

ポートアイランド(第2期)地区及び神戸空港地区において、自然的環境を整備又は保全する区域を設定する。

4 安全

4 - 1 大規模地震対策施設計画

æ, 物流機能維持用岸壁

今回計画している公共埠頭において、大規模地震が発生した場合に必要な国際海上コンテナ物流機能を維持するため、大規模地震対策施設を次のとおり計画する。

[大規模地震対策施設計画]

ポートアイランド(第2期)地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深	15~16m	岸壁2バース	延長	800m
		(コンテナ船用)	PC-17、18(E)	

六甲アイランド地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深	15m	岸壁1バース	延長	350m
		(コンテナ船用)	RC-7	

六甲アイランド南地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深	15~16m	岸壁1バース	延長	350m
		(コンテナ船用)	RC-11	

æ,, 緊急物資輸送用岸壁

今回計画している公共埠頭のうち、大規模地震が発生した場合において、物資の緊急輸送用等に供するため、大規模地震対策施設を次のとおり計画する。

[大規模地震対策施設計画]

六甲アイランド地区

水深 13m 岸壁 1 バース 延長 260m

[既設の変更計画] RW-B

(既設
水深 13m 岸壁 1 バース 延長 350m RC-2)

須磨地区

既定計画どおりとする。

(既定計画
水深 5.5m 岸壁 1 バース 延長 100m SUMA-S1)

摩耶ふ頭地区

水深 12m 岸壁 2 バース 延長 480m

[既設の変更計画] M-I、J

(既設
水深 12m 岸壁 2 バース 延長 600m M-I、J)

東部工区地区

水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 130m

[既設の変更計画] KFC-3

(既設
水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 195m KFC-3)

4 - 2 小型船だまり計画

須磨地区の妙法寺川河口では、近年の小型船隻数の増加等により、周辺船舶の航行に支障をきたしている。

この現状を鑑み、周辺船舶と小型船の共存を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]		
須磨地区		
水深 3 m	物揚場	延長 84m
		[既設の変更計画]
防波堤	延長 200m	[新規計画]
〔 既設 〕		
水深 5.5m	岸壁 1 バース	延長 90m

なお、既定計画については次のとおり。

[小型船だまり計画]		
六甲アイランド地区		
既定計画どおりとする。		
〔 既定計画 〕		
防波堤（波除）	延長	603m
神戸空港地区		
既定計画どおりとする。		
〔 既定計画 〕		
防波堤（波除）	延長	280m

中突堤・高浜地区

既定計画どおりとする。

既定計画

防波堤（波除） 延長 160m

小型さん橋 2基

4 - 3 橋梁の桁下空間

港湾を利用する船舶に航行上支障がないよう、橋梁の桁下空間を次のとおり計画する。

六甲アイランド南地区

既定計画どおりとする。

既定計画

桁下空間 中央部 幅 200m

高さ N. H. H. W. L. + 14. 0m

（注）N. H. H. W. L. は、略最高高潮位であり、C. D. L. + 1. 97mとする。

5 その他

5 - 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

[国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設]

ポートアイランド地区

和田岬西防波堤 延長 200m [既定計画]

和田岬東防波堤 延長 320m [既定計画]

ポートアイランド(第2期)地区

水深 15～16m 岸壁3バース 延長 1,200m

(コンテナ船用) PC-16、17、18(E) [既定計画]

水深 15～16m 泊地 面積 29ha

[既定計画の変更計画]

水深 15～16m 航路・泊地 面積 183ha

[既定計画の変更計画]

第六南防波堤 延長 830m (撤去) [既定計画]

六甲アイランド地区

水深 15m 岸壁1バース 延長 350m

(コンテナ船用) RC-7 [既定計画]

水深 15m 泊地 面積 2ha

[既定計画の変更計画]

水深 13～15m 航路・泊地 面積 155ha
[既定計画の変更計画]

第七防波堤 延長 1,150m [既定計画]

六甲アイランド南地区

水深 15～16m 岸壁4バース 延長 1,400m
(コンテナ船用) RC-8、9、10、11 [既定計画]

水深 14～15m 岸壁2バース 延長 600m
RM-1、2 [既定計画]

水深 15～16m 泊地 面積 7ha
[既定計画の変更計画]

水深 15～16m 航路・泊地 面積 114ha
[既定計画の変更計画]

第九防波堤 延長 600m [既定計画]

道路 臨港道路六甲アイランド南連絡線
(6車線)

起点 六甲アイランド南地区

終点 臨港道路六甲アイランド内幹線

[既定計画]

新港東ふ頭地区

水深 12m 泊地 面積 3ha
[既定計画の変更計画]

水深 12m 航路・泊地 面積 19ha
[既定計画の変更計画]

摩耶ふ頭地区

水深 12m 泊地 面積 5ha
[既定計画の変更計画]

水深 12m	航路・泊地	面積 82ha	
			[既定計画の変更計画]
航路			
第三航路	水深 14～16m	幅員 500m	[既定計画]

5 - 2 船舶の物資補給等への対応

貨物船、作業船等の待機、休憩、物資補給等に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給岸壁を次のとおり計画する。

なお、市街地に近い兵庫ふ頭、新港東ふ頭、摩耶ふ頭に配置するとともに、ポートアイランド、六甲アイランドの沖合人工島地区にも配置し、待機、休憩、物資補給等に適切に対応する。

[物資補給等のための施設計画]

ポートアイランド地区

水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 130m

[既設の変更計画] PI-C

六甲アイランド地区

水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 130m

[既設の変更計画] R-B

新港東ふ頭地区

水深 12m 岸壁 2 バース 延長 480m

[既設の変更計画] SE-W、X

水深 10m 岸壁 4 バース 延長 680m

[既設の変更計画] SE-U、V、Y、Z

摩耶ふ頭地区

水深 12m 岸壁 5 バース 延長 1,200m
[既設の変更計画] M-E、F、G、I、J
水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 130m
[既設の変更計画] M-H

兵庫ふ頭地区

水深 9 m 岸壁 3 バース 延長 495m
[既設の変更計画] H-F、G、H
水深 7.2m 岸壁 4 バース 延長 623m
[既設の変更計画] H-AB、C、D、E

東部工区地区

水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 130m
[既設の変更計画] KFC-3

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し連携する質の高い港湾空間の形成を図るため土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

(単位：ha)

地区名	用途 埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	廃棄物 処理施設 用地	合計
ポートアイランド地区	(62) 62	(200) 200	(7) 7		41	(17) 17	(3) 3	(18) 21		(307) 351
ポートアイランド (第2期)地区	(101) 101	(105) 105		(45) 45	52	(9) 9		(27) 79		(288) 392
神戸空港地区	(4) 4	(2) 2		(16) 16		234		(10) 17		(31) 272
六甲アイランド地区	(166) 166	(179) 179		(51) 51	4	(31) 31		(22) 36		(448) 467
六甲アイランド南地区	(92) 92	(156) 156	(20) 20			(6) 6		(59) 59		(333) 333
須磨地区	(1) 1	(5) 5	(3) 3							(8) 8
西部工区地区	(2) 2	(8) 8	(3) 3	(172) 172	11	11			(1) 1	(186) 208
兵庫運河地区	(3) 3	(1) 1	(2) 2	(52) 52				(2) 2		(58) 58
兵庫ふ頭地区	(22) 22	(30) 30		(47) 47	9			(1) 1		(101) 109
中突堤・高浜地区	(11) 11	(2) 2	(16) 16		1	(1) 1		(13) 13		(42) 44
新港突堤西地区	(19) 19	(21) 21						(6) 7		(45) 47
東部臨海部地区	(1) 1		(7) 7			(1) 1		(13) 13		(22) 22
新港東ふ頭地区	(25) 25	(64) 64				(2) 3		(5) 9		(95) 100
摩耶ふ頭地区	(30) 30	(102) 102		(17) 17		1		(5) 5		(154) 154
東部工区地区	(41) 41	(25) 25	(3) 3	(343) 343				(2) 2		(414) 414
合計	(577) 577	(900) 900	(61) 61	(743) 743	117	(67) 313	(3) 3	(182) 264	(1) 1	(2,532) 2,978

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内数の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地造成計画

(単位：ha)

地区名	用途									
	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	廃棄物処理施設用地	合計
ポートアイランド地区										
ポートアイランド(第2期)地区	(4) 4									(4) 4
神戸空港地区				(4) 4		(27) 27		(5) 5		(36) 36
六甲アイランド地区										
六甲アイランド南地区	(92) 92	(156) 156	(20) 20			(6) 6		(57) 57		(331) 331
須磨地区										
西部工区地区				(1) 1		(8) 8				(10) 10
兵庫運河地区										
兵庫ふ頭地区	(1) 1	(2) 2								(2) 2
中突堤・高浜地区				(3) 3				(1) 1		(3) 3
新港突堤西地区										
東部臨海部地区										
新港東ふ頭地区										
摩耶ふ頭地区										
東部工区地区										
合計	(97) 97	(158) 158	(24) 24	(4) 4		(41) 41		(63) 63		(387) 387

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため内数の和は必ずしも合計とはならない。

3 海浜計画

(単位：m)

地区名	用途	
	合計	
須磨地区	1,770	
合計	1,770	

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する海浜計画で内数である。

注2) 端数整理のため内数の和は必ずしも合計とはならない。

その他の事項

1 利用形態の見直しの検討が必要な区域

新港突堤西地区においては、土地利用の見直しが必要であり、利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。

[利用形態の見直しの検討が必要な区域]

新港突堤西地区において、利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。